

「酪農乳業需給変動対策特別事業」について

2026年1月20日



一般社団法人 Jミルク
Japan Dairy Association (J-milk)

(事業趣旨)

酪農乳業の持続的な発展に需給の変動が大きく影響を及ぼすため、この影響を最小限に抑え、安定的な産業の発展の下支えをすべく、国の指導等を受けつつ、乳製品の過剰在庫等への対応を図り、もって酪農乳業の経営の安定に貢献することを目的とする。

(事業の内容)

需給変動対策基金から以下の対策について助成する。

1. 乳製品在庫削減対策(乳製品が大幅な過剰になると見込まれる時)

事業実施主体が、在庫削減のため、脱脂粉乳等の飼料用への転用等により、既存需要とは異なる新規需要の創出に資する特定市場に販売する、または、過剰在庫を長期保管する取り組み。

2. 計画的増産対策(乳製品が大幅に不足すると見込まれる時)

生乳生産の増加を目的とした対策。(乳用種への種付けを推進(後押し)し、後継牛を確保する。詳細は今後検討)

3. 本事業を円滑に推進を図るために必要な取り組みについて並びにJミルクにおける必要経費

4. Jミルク理事会が認めた対策

(基金の造成)

- ・ 国内におけるすべての生産者、乳業者からの財源拠出により造成するものとし、その拠出方法及び管理等については、別に定める「酪農乳業需給変動対策基金要領」によるものとする。
- ・ 拠出額は、生産者・乳業者ともに需給変動対策金として 取引乳量×15銭/kgの拠出を関係団体等の協力を得て依頼。(およそ7年間で155億円の基金を造成する目標)

本対策事業の実施に向けて

【第3回理事会での協議】

2025年11月4日 第3回理事会にて「2025年度における本事業実施の可否について」を議論し、原案どおり承認された。

○2025年度1月～3月に事業を実施

○対策の具体的な数量や詳細は12月に戦略ビジョン推進特別委員会にて改めて決定

【第23回戦略ビジョン推進特別委員会での協議】

- ・2025年12月23日 2025年度(1月～3月)に実施する本事業の対象数量について議論。
- ・**2025年度の対象数量を1万2千トンに決定。**

対象数量合計	第1実施対策(飼料向け)	第2実施対策(調製品置換え向け)
12,000トン	7,000トン	5,000トン

11月に実施した要望調査結果を踏まえて、今年度の基金への拠出額(約21億円)の範囲以内での数量とし、助成単価が低く対象期間で販売可能な「調製品置換え」を優先して実施。

※「飼料向け」で、年度内に飼料会社に販売できなかった場合は、全国連にて保有して翌年度販売する。
また、「調製品置換え」は、原則期間内での売買を対象とするが、状況によっては翌年度への繰越を可能とする。
いずれの場合においても、繰越分は来年度の事業対象とすることを想定。

なお、2026年度における本事業実施の可否については、1月29日第4回理事会にて協議予定

※酪農乳業需給変動対策特別事業への再度のご協力をお願い

日本乳業協会・全国農協乳業協会・全国乳業協同組合連合会・Jミルクの4団体連名で会員乳業者等へお知らせを実施

2025年 12月 16日

乳業者 各位

一般社団法人日本乳業協会
全国農協乳業協会
全国乳業協同組合連合会
一般社団法人 J ミルク

酪農乳業需給変動対策特別事業へのご協力について(再度のご依頼)

啓啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃から事業推進につきまして格別のご高配を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、J ミルクが今年度、関係団体の協力を得て、生乳需給の変動による生乳生産への影響を最小限に抑え、安定的に産業の発展を支えるため、急激な乳製品在庫の増加などへの対策として、酪農乳業が一体となった酪農乳業需給変動対策特別事業を創設し、すべての生産者・乳業者を対象とした酪農乳業需給変動対策基金の造成を行っております。

これまでに多くの生産者・乳業者の同意をいただいておりますが、生乳供給量全体に対する需給変動対策基金への同意者のカバー率は、生産者 97.5%、乳業者 84.2%と試算される状況となっております。

つきましては、別添「酪農乳業需給変動対策特別事業への再度のご協力のお願い」のとおり、これまでに同意をいただけていない乳業者におかれましては、本事業へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

【本事業及び基金の詳細】

J ミルクの酪農乳業需給変動対策特別事業特設サイトをご参照ください。

<https://j-milk.jp/gvokai/safety-net.html>

【同意書締結・提出先】

- ① 一般社団法人日本乳業協会
(②以外の都道府県牛乳協会並びに全国乳業協同組合連合会会員乳業者)
- ② 全国農協乳業協会(全国農協乳業協会の会員乳業者)

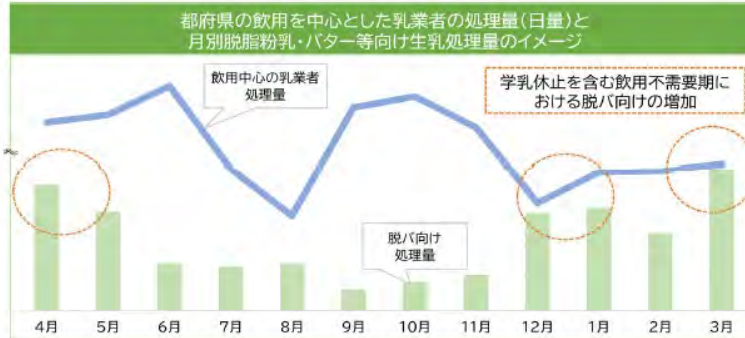
【お問合せ先】

一般社団法人 J ミルク 生産流通グループ 関
TEL03-5577-7493 E-mail y-seki@j-milk.jp

以上

酪農乳業需給変動対策特別事業への再度のご協力のお願い

- ◆生乳の需給は、季節変動の影響を強く受け、特に冬休みや春休みなどの学校給食用牛乳休止期を含む12~4月にかけては、牛乳の需要減による余剰生乳がバターや脱脂粉乳等の乳製品製造に仕向けられ、これらの在庫が増加します。
- ◆近年、牛乳や脱脂粉乳の需要低迷により、脱脂粉乳の在庫は更に増加しており、今後もこうした状況が続くと、飲用牛乳市場において適正な価格形成が困難となり、ひいては酪農の生産基盤の弱体化が加速され、すべての乳業者において、生乳の安定的な調達に困難になるなどの悪影響が及ぶ恐れがあります。



◎このため、Jミルクは、乳製品の需給変動による影響を回避するための「保険」的な枠組みとして、全国の生産者・乳業者のご協力により拠出いただいた、「酪農乳業需給変動対策基金」による特別事業を、2025年度に創設しました。

特別事業の概要

【基金への拠出額】 生産者・乳業者ともに生乳取引数量×15銭/kg

【基金による支援対象】

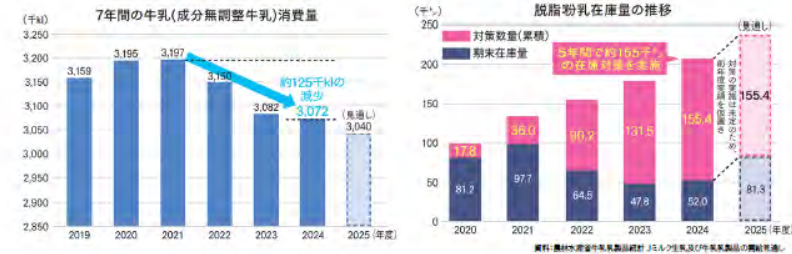
- ① 乳製品在庫削減対策(需給緩和時)：在庫乳製品の飼料用への転用、新規需要創出など
- ② 計画的増産対策(需給逼迫時)：生乳生産の増加を目的とした対策

本事業は、農林水産省の「生乳需給安定クロスコンプライアンス」の対象事業であり、これまで多くの事業者からご賛同をいただいております。

未だ拠出に同意いただけていない乳業者の皆様におかれましては、本事業の趣旨をご理解いただき、基金拠出へのご協力を改めてよろしくお願い申し上げます。

本事業は、すべての生産者・乳業者の事業継続を支えるための重要な取り組みです！

牛乳需要の減少や、バター需要と比べて低迷している脱脂粉乳の過剰により、脱脂粉乳の在庫が増加傾向にありますので、本事業を通じた過剰在庫の削減と需要拡大に取り組みながら、生乳需給の安定を図っていくことが重要です。



「酪農乳業需給変動対策基金」に同意されている乳業者(2025年12月15日現在)

1.需給変動対策基金(基金要領第6条の2及び3) 79事業者

都道府県	事業者名	都道府県	事業者名	都道府県	事業者名
1 北海道	十勝清純水乳業株式会社	28 埼玉県	森乳業株式会社	55 京都府	奥山くるごと株式会社
2 北海道	よつ葉乳業株式会社	29 千葉県	千葉酪農農業協同組合	56 大阪府	日本酪農協同株式会社
3 北海道	北海道日乳業株式会社	30 千葉県	古谷乳業株式会社	57 大阪府	株式会社いかるが牛乳
4 北海道	株式会社前野酪農公社	31 東京都	カルピス株式会社	58 大阪府	ピタミン乳業株式会社
5 北海道	株式会社養牛乳公社	32 東京都	ダノンジャパン株式会社	59 大阪府	豊南乳業株式会社
6 北海道	株式会社北海道酪農公社	33 東京都	全国酪農協同組合連合会	60 大阪府	江崎グリコ株式会社
7 北海道	株式会社町川農場	34 東京都	株式会社明治	61 兵庫県	株式会社共進牧場
8 北海道	新札幌乳業株式会社	35 東京都	協同乳業株式会社	62 鳥取県	大山乳業農業協同組合
9 北海道	北海道乳業株式会社	36 東京都	森永乳業株式会社	63 岡山県	オハヨー乳業株式会社
10 北海道	北海道保乳牛乳株式会社	37 東京都	小岩井乳業株式会社	64 広島県	山陽乳業株式会社
11 北海道	倉敷乳業株式会社	38 東京都	雪印メグミルク株式会社	65 広島県	チヤス株式会社
12 北海道	株式会社クレストジャパン	39 東京都	株式会社カネカ	66 広島県	広島森永乳業株式会社
13 岩手県	YUDAミルク株式会社	40 神奈川県	横浜森永乳業株式会社	67 広島県	広島協同乳業株式会社
14 宮城県	奥中山酪農協同乳業株式会社	41 神奈川県	タカナシ乳業株式会社	68 山口県	やまぐち酪農乳業株式会社
15 宮城県	みちのくミルク株式会社	42 静岡県	いなご酪農協同組合	69 香川県	四国明治株式会社
16 宮城県	東北森永乳業株式会社	43 静岡県	静岡牛乳協同組合	70 愛媛県	四国乳業株式会社
17 福島県	酪牛協同乳業株式会社	44 新潟県	新潟県酪農協同組合	71 福岡県	オム乳業株式会社
18 茨城県	いばらき乳業株式会社	45 石川県	アイ・ミルク・L産株式会社	72 福岡県	ニッポン乳業株式会社
19 茨城県	トモエ乳業株式会社	46 長野県	八ッ岳乳業株式会社	73 福岡県	永利牛乳株式会社
20 茨城県	関東乳業株式会社	47 岐阜県	有限会社牧成舎	74 熊本県	熊本酪農協同組合
21 茨城県	茨城乳業株式会社	48 岐阜県	関牛乳株式会社	75 熊本県	熊本酪農協同組合連合会
22 茨城県	茨城乳業株式会社	49 岐阜県	酪農協同組合連合会	76 熊本県	株式会社乳乳舎
23 栃木県	栃木明治牛乳株式会社	50 愛知県	中興乳業株式会社	77 大分県	九州乳業株式会社
24 群馬県	権名酪農協同組合連合会	51 滋賀県	有限会社ミルクファーム伊吹	78 大分県	有限会社古山乳業
25 群馬県	東毛酪農協同組合	52 滋賀県	株式会社ホムマ	79 宮崎県	南日本酪農協同株式会社
26 群馬県	群馬明治株式会社	53 滋賀県	株式会社亀本牧場		
27 埼玉県	西武酪農乳業株式会社	54 滋賀県	株式会社田中牧場		

2.需給変動特別対策基金(基金要領第7条) 18事業者

都道府県	事業者名	都道府県	事業者名	都道府県	事業者名
1 北海道	十勝清純水乳業株式会社	7 茨城県	いばらき乳業株式会社	13 神奈川県	横浜森永乳業株式会社
2 北海道	よつ葉乳業株式会社	8 栃木県	栃木明治牛乳株式会社	14 長野県	八ッ岳乳業株式会社
3 北海道	北海道日乳業株式会社	9 群馬県	群馬明治株式会社	15 岐阜県	有限会社牧成舎
4 北海道	北海道保乳牛乳株式会社	10 東京都	株式会社明治	16 広島県	広島森永乳業株式会社
5 宮城県	みちのくミルク株式会社	11 東京都	森永乳業株式会社	17 香川県	四国明治株式会社
6 宮城県	東北森永乳業株式会社	12 東京都	雪印メグミルク株式会社	18 熊本県	熊本森永乳業株式会社

酪農乳業需給変動対策基金への協力事業者が必要な手続きについては、Jミルクウェブサイトにて公表しております。
<https://www.j-milk.jp/gvokai/safety-net.html>

酪農乳業需給変動対策基金お支払方法の 変更点について

酪農乳業需給変動対策基金要領をウェブサイトに掲載しております

<https://www.j-milk.jp/gyokai/safety-net.html>

【生産者同意状況】

1. Jミルクと直接同意書を締結した生産者(直接納入・生産者合計28戸)【基金要領第4条の2】

2. 生乳販売事業者・乳業者等(納入委託・生産者合計171戸)【基金要領第4条の3及び5】

	都道府県	事業者名
1	北海道	サツラク農業協同組合
2	北海道	株式会社しんじゅ
3	北海道	ちえのわ事業協同組合
4	北海道	株式会社函館酪農公社
5	北海道	北海道保証牛乳株式会社
6	北海道	株式会社Milk Net
7	北海道	株式会社ループライズ運輸
8	栃木県	栃木県酪農業協同組合
9	東京都	森永乳業株式会社
10	山梨県	富士ヶ嶺生乳生産組合
11	長崎県	島原地方酪農業協同組合
12	熊本県	阿蘇農業協同組合

上記のほか2事業者

3. 指定生乳生産者団体【基金要領第4条の4】

	地域	事業者名
1	北海道	ホクレン農業協同組合連合会
2	東北	東北生乳販売農業協同組合連合会
3	関東	関東生乳販売農業協同組合連合会
4	北陸	北陸酪農業協同組合連合会
5	東海	東海酪農業協同組合連合会
6	近畿	近畿生乳販売農業協同組合連合会
7	中国	中国生乳販売農業協同組合連合会
8	四国	四国生乳販売農業協同組合連合会
9	九州	九州生乳販売農業協同組合連合会

参考 需給変動対策金 支払予定生産者数

1. 2.の合計 199戸

3.の合計 9,407戸(2025年9月)

【乳業者同意状況】

1. 需給変動対策金【基金要領第6条の2及び3】 80事業者

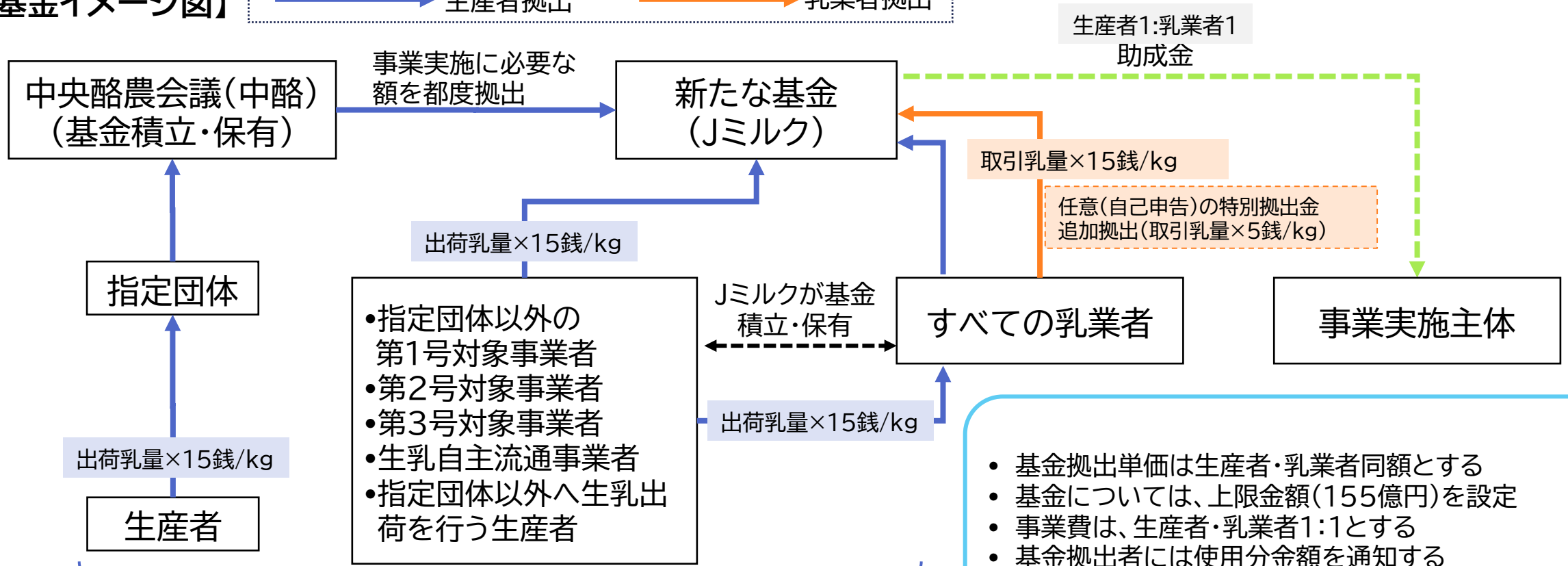
	都道府県	事業者名		都道府県	事業者名		都道府県	事業者名
1	北海道	十勝浦幌森永乳業株式会社	28	埼玉県	森乳業株式会社	55	滋賀県	株式会社田中牧場
2	北海道	よつ葉乳業株式会社	29	千葉県	千葉酪農農業協同組合	56	京都府	美山ふるさと株式会社
3	北海道	北海道日高乳業株式会社	30	千葉県	古谷乳業株式会社	57	大阪府	日本酪農協同株式会社
4	北海道	株式会社函館酪農公社	31	東京都	カルピス株式会社	58	大阪府	株式会社いかるが牛乳
5	北海道	株式会社豊富牛乳公社	32	東京都	ダノンジャパン株式会社	59	大阪府	ビタミン乳業株式会社
6	北海道	株式会社北海道酪農公社	33	東京都	全国酪農業協同組合連合会	60	大阪府	泉南乳業株式会社
7	北海道	株式会社町村農場	34	東京都	株式会社明治	61	大阪府	江崎グリコ株式会社
8	北海道	新札幌乳業株式会社	35	東京都	協同乳業株式会社	62	兵庫県	株式会社共進牧場
9	北海道	北海道乳業株式会社	36	東京都	森永乳業株式会社	63	鳥取県	大山乳業農業協同組合
10	北海道	北海道保証牛乳株式会社	37	東京都	小岩井乳業株式会社	64	岡山県	オハヨー乳業株式会社
11	北海道	倉島乳業株式会社	38	東京都	雪印メグミルク株式会社	65	広島県	山陽乳業株式会社
12	北海道	株式会社クレストジャパン	39	東京都	株式会社カネカ	66	広島県	チチヤス株式会社
13	岩手県	YUDAミルク株式会社	40	神奈川県	横浜森永乳業株式会社	67	広島県	広島森永乳業株式会社
14	岩手県	奥中山高原農協乳業株式会社	41	神奈川県	近藤乳業株式会社	68	広島県	広島協同乳業株式会社
15	宮城県	みちのくミルク株式会社	42	神奈川県	タカナシ乳業株式会社	69	山口県	やまぐち県酪乳業株式会社
16	宮城県	東北森永乳業株式会社	43	静岡県	いなさ酪農業協同組合	70	香川県	四国明治株式会社
17	福島県	酪王協同乳業株式会社	44	静岡県	静岡牛乳協同組合	71	愛媛県	四国乳業株式会社
18	茨城県	いばらく乳業株式会社	45	新潟県	新潟県農協乳業株式会社	72	福岡県	オーム乳業株式会社
19	茨城県	トモエ乳業株式会社	46	石川県	アイ・ミルク北陸株式会社	73	福岡県	ニシラク乳業株式会社
20	茨城県	関東乳業株式会社	47	長野県	八ヶ岳乳業株式会社	74	福岡県	永利牛乳株式会社
21	茨城県	筑波乳業株式会社	48	岐阜県	有限会社牧成舎	75	熊本県	熊本森永乳業株式会社
22	茨城県	茨城乳業株式会社	49	岐阜県	関牛乳株式会社	76	熊本県	熊本酪農業協同組合連合会
23	栃木県	栃木明治牛乳株式会社	50	岐阜県	美濃酪農農業協同組合連合会	77	熊本県	株式会社弘乳舎
24	群馬県	榛名酪農業協同組合連合会	51	愛知県	中央製乳株式会社	78	大分県	九州乳業株式会社
25	群馬県	東毛酪農業協同組合	52	滋賀県	有限会社ミルクファーム伊吹	79	大分県	有限会社古山乳業
26	群馬県	群馬明治株式会社	53	滋賀県	株式会社ホンマ	80	宮崎県	南日本酪農協同株式会社
27	埼玉県	西武酪農乳業株式会社	54	滋賀県	株式会社高木牧場			

2. 需給変動特別対策金【基金要領第7条】 18事業者

	都道府県	事業者名		都道府県	事業者名		都道府県	事業者名
1	北海道	十勝浦幌森永乳業株式会社	7	茨城県	いばらく乳業株式会社	13	神奈川県	横浜森永乳業株式会社
2	北海道	よつ葉乳業株式会社	8	栃木県	栃木明治牛乳株式会社	14	長野県	八ヶ岳乳業株式会社
3	北海道	北海道日高乳業株式会社	9	群馬県	群馬明治株式会社	15	岐阜県	有限会社牧成舎
4	北海道	北海道保証牛乳株式会社	10	東京都	株式会社明治	16	広島県	広島森永乳業株式会社
5	宮城県	みちのくミルク株式会社	11	東京都	森永乳業株式会社	17	香川県	四国明治株式会社
6	宮城県	東北森永乳業株式会社	12	東京都	雪印メグミルク株式会社	18	熊本県	熊本森永乳業株式会社

国内におけるすべての生産者、乳業者からの財源拠出により造成するものとし、その拠出方法及び管理等については、別に定める「酪農乳業需給変動対策基金要領」によるものとする。拠出額は、生産者・乳業者ともに需給変動対策金として取引乳量×15銭/kgの拠出を関係団体等の協力を得て依頼。

【基金イメージ図】



- 基金拠出単価は生産者・乳業者同額とする
- 基金については、上限金額(155億円)を設定
- 事業費は、生産者・乳業者1:1とする
- 基金拠出者には使用分金額を通知する

国内すべての生産者からの財源拠出ができる仕組み

酪農乳業需給変動対策基金要領の改正

2025年12月24日に農林水産省「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について」が改正されたことから、これにあわせJミルクにおける関連要領等を1月15日に改正いたしました。

①酪農乳業需給変動対策基金要領の改正内容(赤字追加部分)

(生産者における本基金拠出の同意及び納入手続き)

第5条 本基金への拠出に同意した生産者は、以下の方法により、Jミルクに拠出金を納入するものとする。

- 2 生産者がJミルクに直接拠出金を納入する場合、生産者は、Jミルクに別紙様式1により生乳取引数量及び納入額を報告した上で、**原則として毎月**Jミルクに納入するものとする。
- 3 生産者が生乳販売事業者に需給変動対策金の納入を委託する場合、生乳販売事業者は、Jミルクに別紙様式2により需給変動対策金の拠出に同意した生産者に係る生乳取引数量及び納入額を報告した上で、**原則として毎月**Jミルクに納入するものとする。ただし、生乳販売事業者等が、生産者の代わりに需給変動対策金を負担し、納入する場合は、Jミルクに別紙様式2により拠出金事業への参加等に同意した生産者に係る生乳取引数量を報告した上で、**原則として毎月**Jミルクに納入するものとする。
- 4 生産者が乳業者に需給変動対策金の納入を委託する場合、乳業者は、需給変動対策金の拠出に同意した生産者に係る生乳取引数量をJミルクに別紙様式3により報告した上で、Jミルクが発行する酪農乳業需給変動対策基金納入依頼書に基づき、第6条に定める乳業者分拠出とあわせてJミルクに納入するものとする。なお、乳業者分拠出が毎月納入でない場合は、**生産者分のみ毎月**納入するものとする。
- 5 生産者が中酪を経由して本基金への納入を行う場合、中酪はJミルクに生乳取引数量及び納入された額を毎月報告するものとし、Jミルクの依頼により納入するものとする。
- 6 第3項及び第4項により生乳販売事業者または乳業者が納入する場合にあっては、Jミルクが別に定める様式により生産者毎の生乳取引数量及び拠出状況をJミルクへ提出するものとする。
- 7 **生産者または生乳販売事業者または乳業者は、第2項及び第3項並びに第4項により納入する場合、協議の上、四半期毎に納入方法を設定できるものとする。**

②酪農乳業需給変動対策基金 Q&Aの改正内容(赤字部分追加)

Q8. 基金を毎月ではなくまとめて納入することはできますか。

A8. 原則として生乳取引数量に応じて毎月納入いただくこととしておりますが、生産計画に基づいて、複数か月まとめて前払いで納入することは可能です。前払いを行う際には、事前に基金要領に定めている別紙様式に計画数量と納入金額をJミルクにご連絡のうえお支払いください。なお、前払いで納入後は、別紙様式の生乳取引数量を毎月ご記入のうえ、納入額が不足していないかご確認いただくとともに、少なくとも毎年4月に当該年度の生乳取引数量等の実績をJミルクまでご報告ください。

また、農林水産省の「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について」の一部改正(令和7年12月24日付7畜産第2161号)を受け、Jミルクの酪農乳業需給変動対策基金要領を改正し、3か月分をまとめて四半期毎の納入が可能となりましたので、ご希望の場合はご相談ください。

お支払いスケジュールの変更点

生乳取引実績に応じた四半期毎のお支払を追加いたしました。変更をご希望の場合は、メール等でご一報ください。

	2026.1	2	3	4	5	6	7	8	9
毎月	対象乳量	→ 拠出額報告	→ 1月分支払	対象乳量	→ 拠出額報告	→ 4月分支払	対象乳量	→ 拠出額報告	→ 7月分支払
		対象乳量	→ 拠出額報告	→ 2月分支払	対象乳量	→ 拠出額報告	→ 5月分支払	→ 同様の対応	
			対象乳量	→ 拠出額報告	→ 3月分支払	対象乳量	→ 拠出額報告	→ 6月分支払	→ 同様の対応
四半期(追加)	対象乳量			→ 拠出額報告	2025年度 第4四半期分 支払				
				対象乳量			→ 拠出額報告	2026年度 第1四半期分 支払	
							対象乳量 (以後同様のスケジュールで支払)		
前払(年払の例)	← 対象乳量(2025年4月から)			→ 対象乳量(2027年3月まで)					
				26年度数量・ 金額報告・過不 足の確認 27年度見込数 量・金額報告		過不足額を 調整のうえ 2027年度 分前払い			

- ◆ 四半期は第1四半期(4～6月)・第2四半期(7～9月)・第3四半期(10～12月)・第4四半期(1～3月)とします。
- ◆ 2025年度第4四半期(2026年1～3月)分から毎月支払いを四半期毎に支払方法を変更することができます。

抛出明細書のご提出方法(生産者が直接Jミルクに支払う場合の例)

2025年度第4四半期から変更する場合

2025年度 酪農乳業需給変動対策基金 抛出明細書

氏名 (法人の場合は会社名)	〇〇〇〇牧場
牛の個体識別システム 農家コード(10桁)	0123-34-5678
住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 1234
ご担当者連絡先	お名前 〇〇〇〇〇
	TEL 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇@〇〇〇〇.co.jp

抛出単価	15銭	その他取引先の有無 (ある場合は変更してください)	あり
------	-----	------------------------------	----

生乳取引月	生乳取引数量(kg)	お支払額(円)	お支払予定日
4月	181,000	27,150	6月30日
5月	179,000	26,850	7月31日
6月	174,000	26,100	8月31日
7月	172,000	25,800	6月30日
8月	175,000	26,250	10月31日
9月	170,600	25,590	11月30日
10月	175,080	26,262	12月29日
11月	174,000	26,100	1月31日
12月	181,600	27,240	2月28日
1月	179,500	26,925	5月31日
2月	174,600	26,190	5月31日
3月	179,620	26,943	5月31日
合計	2,116,000	317,400	

11・12月分まで毎月お支払ください

1～3月分までを4月中にご報告いただき5月末までにお支払ください

2026年度に四半期毎に支払う場合

2026年度 酪農乳業需給変動対策基金 抛出明細書

氏名 (法人の場合は会社名)	〇〇〇〇牧場
牛の個体識別システム 農家コード(10桁)	0123-34-5678
住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 1234
ご担当者連絡先	お名前 〇〇〇〇〇
	TEL 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇@〇〇〇〇.co.jp

抛出単価	15銭	その他取引先の有無 (ある場合は変更してください)	あり
------	-----	------------------------------	----

生乳取引月	生乳取引数量(kg)	お支払額(円)	お支払予定日
4月	181,000	27,150	8月31日
5月	179,000	26,850	8月31日
6月	174,000	26,100	8月31日
7月	172,000	25,800	11月30日
8月	175,000	26,250	11月30日
9月	170,600	25,590	11月30日
10月	175,080	26,262	2月28日
11月	174,000	26,100	2月28日
12月	181,600	27,240	2月28日
1月	179,500	26,925	5月31日
2月	174,600	26,190	5月31日
3月	179,620	26,943	5月31日
合計	2,116,000	317,400	

第1四半期分
7月中にご報告
8月末支払い

第2四半期分
10月中にご報告
11月末支払い

第3四半期分
1月中にご報告
2月末支払い

第4四半期分
4月中にご報告
5月末支払い

◆ これまで通り、毎月のお支払でも差し支えございません。効率的な事務手続きを踏まえご検討ください。

2026年度に四半期毎に支払う場合

2026年度
酪農乳業需給変動対策基金 抛出明細書

生乳販売事業者名	〇〇生乳販売株式会社
お支払い生産者件数	6 件
住所	〒012-4567 北海道〇〇市〇〇〇12-3
ご担当者連絡先	お名前 〇〇 〇〇
	TEL 0123-45-6789
	E-mail 〇〇@〇〇〇〇.co.jp

抛出単価	15銭
------	-----

生乳取引月	生乳取引数量(kg)	お支払額(円)	お支払予定日
4月	421,673	63,250	8月31日
5月	423,781	63,564	8月31日
6月	426,943	64,039	8月31日
7月	416,403	62,458	11月30日
8月	412,607	61,889	11月30日
9月	415,347	62,300	11月30日
10月	419,565	62,933	2月28日
11月	417,456	62,616	2月28日
12月	420,618	63,090	2月28日
1月	409,022	61,351	5月31日
2月	423,781	63,564	5月31日
3月	432,216	64,830	5月31日
合計	5,039,412	755,884	

第1四半期分
7月中にご報告
8月末支払い

第2四半期分
10月中にご報告
11月末支払い

第3四半期分
1月中にご報告
2月末支払い

第4四半期分
4月中にご報告
5月末支払い

抛出明細書と合わせてご提出いただく様式

別紙様式2の別添(生乳販売事業者用)

生乳販売事業者名:〇〇生乳販売株式会社
対象年度 2026年度
抛出単価 15銭

↓以前のフォーマットから1行追加いたしました

生産者No.	牛の個体識別システム 農家コード(10桁)	生産者氏名 (法人の場合は会社名)	その他取引先 の有無	その他取引先 (有の場合ご記入下さい)	郵便番号	都道府県	市町村	市町村以下の住所	当該月の取引数量(kg)			
									4月	5月	6月	7月
記入例	0123456789	需給安定牧場	無	〇〇農協	0123456	北海道	〇〇町	字〇〇456-7	25,000	25,000	25,000	25,000
1	0123456789	AB牧場	有	〇〇農協	0123456	北海道	〇〇町	字〇〇123-8	76,328	76,710	77,282	75,374
2	0123456790	CD牧場	有	〇〇農協	0123457	北海道	〇〇町	字〇〇123-9	59,874	60,173	60,622	59,126
3	0123456791	EF牧場	有	〇〇農協	0123458	北海道	〇〇町	字〇〇123-10	98,634	99,127	99,867	97,401
4	0123456792	GH牧場	無		0123459	北海道	〇〇町	字〇〇123-11	56,987	57,272	57,699	56,275
5	0123456793	IJ牧場	有	〇〇農協	0123460	北海道	〇〇町	字〇〇123-12	59,987	60,287	60,737	59,237
6	0123456794	KL牧場	有	〇〇農協	0123461	北海道	〇〇町	字〇〇123-13	69,863	70,212	70,736	68,990
7												
8												
9												
10												
合計									421,673	423,781	426,943	416,403

													当該月の抛出金額(円)											
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計			
25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	300,000	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	45,000			
74,687	75,183	75,946	75,565	76,137	74,038	76,710	78,236	912,196	11,449	11,506	11,592	11,306	11,203	11,277	11,391	11,334	11,420	11,105	11,506	11,735	136,824			
58,587	58,976	59,575	59,275	59,724	58,078	60,173	61,371	715,554	8,981	9,025	9,093	8,868	8,788	8,846	8,936	8,891	8,958	8,711	9,025	9,205	107,327			
96,513	97,154	98,141	97,648	98,387	95,675	99,127	101,100	1,178,774	14,795	14,869	14,980	14,610	14,476	14,573	14,721	14,647	14,758	14,351	14,869	15,165	176,814			
55,762	56,132	56,702	56,417	56,845	55,277	57,272	58,412	681,052	8,548	8,590	8,654	8,441	8,364	8,419	8,505	8,462	8,526	8,291	8,590	8,761	102,151			
58,697	59,087	59,687	59,387	59,837	58,187	60,287	61,487	716,904	8,998	9,043	9,110	8,885	8,804	8,863	8,953	8,908	8,975	8,728	9,043	9,223	107,533			
68,361	68,815	69,514	69,164	69,688	67,767	70,212	71,610	834,932	10,479	10,531	10,610	10,348	10,254	10,322	10,427	10,374	10,453	10,165	10,531	10,741	125,235			
412,607	415,347	419,565	417,456	420,618	409,022	423,781	432,216	5,039,412	63,250	63,564	64,039	62,458	61,889	62,300	62,933	62,616	63,090	61,351	63,564	64,830	755,884			

- ◆ 出荷生産者毎の取引数量・抛出金額のご報告も四半期毎のご提出で差し支えございません。
- ◆ 2025年度第4四半期から四半期のお支払にする場合は、前頁と同様に1～3月分までを4月中にご報告いただき5月末までにお支払ください。

◆ 乳業者における生産者分のお支払いも四半期毎に変更することができますので、必要に応じてご検討ください

酪農乳業需給変動対策特別事業ウェブサイト等のご案内

本事業の事業実施要領や需給変動対策基金への同意状況等をJミルクサイトに掲載しておりますので是非ご活用ください。

【新規事業】酪農乳業需給変動対策特別事業

× ポスト
いいね！ 0

- TOP > 酪農乳業情報 > 【新規事業】酪農乳業需給変動対策特別事業

2025年度から生産者・乳業者のご協力により運営する新たな需給変動対策特別事業の実施要領や関連資料など随時最新情報を掲載いたします。
持続可能な酪農産業構築に向けて関係者の皆様のご協力をお願いいたします。

▼ 事業実施要綱・要領 ▼ 酪農乳業需給変動対策基金 関連 ▼ 説明会・各種資料・クロスコンプライアンス等

— 事業実施要綱・要領

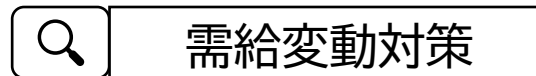
1. 酪農乳業需給変動対策特別事業実施要綱 (PDF) (2025年2月21日制定)

2. 酪農乳業需給変動対策特別事業実施要領 (PDF) (2025年10月6日制定)

— 酪農乳業需給変動対策基金 関連

- 酪農乳業需給変動対策基金要領 (PDF) (2025年3月11日制定)
- 酪農乳業需給変動対策基金要領 同意書様式 (Word) (doc) ※該当する同意書をご確認いただき関係団体あるいはJミルクにご提出ください(公印省略可)
- 酪農乳業需給変動対策基金要領 別紙様式・提出明細書 (Excel) (xls) ※基金を提出いただく際に必要に応じてご活用ください。
- 酪農乳業需給変動対策基金 管理規程 (PDF) (pdf)
- 酪農乳業需給変動対策基金Q&A (PDF) (pdf) 2025年4月28日公表
- 酪農乳業需給変動対策基金協力事業者(2025年6月19日公表)
 - ・生産者同意書締結状況 (PDF) (pdf) (2025年12月25日更新)
 - 1.Jミルクと直接同意書を締結した生産者(直接納入・生産者合計28戸)
 - 2.生乳販売事業者・乳業者等(納入委託・14事業者・生産者合計171戸)
 - 3.指定生乳生産者団体(9事業者)
 - ・乳業者同意書締結状況 (PDF) (pdf) (2025年12月15日更新)
 - 1.需給変動対策金 79事業者
 - 2.需給変動特別対策金 18事業者

<https://www.j-milk.jp/gyokai/safety-net.html> あるいは



Jミルクお問い合わせ先
生産流通グループ TEL03-5577-7493
◆ 事業の内容に関すること 山崎 m-yamazaki@j-milk.jp
◆ 基金造成に関すること 関 y-seki@j-milk.jp

☆生乳需給安定クロスコンプライアンスに関しては農林水産省へお問い合わせください。

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/kurokon.html>

本事業への引き続きのご理解ご協力何卒よろしくお願い申し上げます。